

農地所有適格法人報告書

記入例

〔自 2年 4月 1日〕
〔至 3年 3月 31日〕

報告する事業年度の始期・終期

えびの市農業委員会会長 殿

〇〇 2年 〇月 〇日

報告書提出日。報告期限は事業年度の終了後3ヶ月以内。

主たる事務所の所在地 えびの市大字〇〇1234番地
 名称及び代表者氏名 株式会社 えびの農産
 代表取締役 えびの太郎 印
 電話番号 〇〇-××××

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社 えびの農産 代表取締役 えびの太郎	
主たる事務所の所在地	えびの市大字〇〇1234番地	
経営面積 (ha)	田	20.0
	畑	0.8
	採草放牧地	
法人形態	農事組合法人・有限会社・株式会社 ・その他 ()	

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農畜産業以外の事業。(例・太陽光発電、産廃リサイクル等)

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米、里芋、ゴボウ	作業受託、加工販売	造園

※事業要件※
農畜産業以外の事業の売上高が50%を超えないこと。

(2) 売上高

主要品目。複数の場合は3つまで。

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	30,000,000円	1,000,000円
2年前(実績)	32,000,000円	1,500,000円
1年前(実績)	33,000,000円	2,000,000円
申請日の属する年 (実績又は見込み)	34,000,000円	2,500,000円

売上高が確認できる
決算書等の写し(その他の事業がある場合はその内訳がわかるもの)を添付。

3 農地法第2条第3項第2号関係
構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
えびの 太郎	160	賃借権	20,000	0	0	
えびの 花子	20			250	250	
えびの 一郎	10			250	250	

持株数。

議決権の数の合計

190

農業関係者の議決権の割合

95.0%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 1500 日

※出資者要件※

農業関係者以外の個人・法人は、総議決権の2分の1未満の出資が認められています。

(2) 農業関係者以外の者((1) 以外の者)

氏名又は名称	議決権の数
株式会社 霧島造園	10

株主名簿(農事組合法人においては組合員名簿)の写しを添付。

議決権の数の合計

10

農業関係者以外の者の議決権の割合

5%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
 なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

記入例

理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績		見込み	
			必要な農作業への年間従事日数		見込み	
えびの 太郎	えびの市大字〇〇	代表取締役	0	0	0	0
えびの 花子	えびの市大字〇〇	取締役	250	250	200	200
えびの 一郎	えびの市大字〇〇	取締役	300	300	300	300

役員全員の住所氏名を記入し、各人の農業従事日数を記入する。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績		見込み	
			必要な農作業への年間従事日数		見込み	

((2) については、(1) の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8号に規定する日数（原則年間60日）以上従事するものがない場合にのみ記載してください。)

※役員要件※
 農畜産業に常時従事（原則年間 150 日以上）している役員が過半を占めること。

(記載要領)

1. 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
2. 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
3. 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
4. 「3 (1) 農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
5. 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
6. 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。